

第1部 総説

はじめに

国境を越えた社会経済活動の拡大・進展、科学技術の進歩は、私たちの生活を日々、豊かで快適なものにしてきた。その一方で、多くのエネルギーや資源を使う社会経済システムにより、私たちの住む地球は、温暖化、オゾン層の破壊、森林の喪失・砂漠化など、人類の生存にとって深刻な問題にさらされている。

これに対し、私たちは持続可能な社会の実現に向け、循環型社会の形成に向けた法整備や技術開発を通じ、社会経済システムを変えていく取り組みを始めたが、豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくために、今こそ私たちは真剣に取り組んでいかなければならない。

今後は、これらの環境問題を自分たち一人ひとりの問題として捉え、自らのライフスタイルを環境という視点から見つめ直し、環境への負荷を最小限にするよう努力を払っていく必要がある。

また、それを個人や社会の大きな価値として、日常生活や事業活動において、お互い知恵を出し合い、循環型社会の構築に向け、積極的に取り組み、行動していかなければならない。

第1章 環境問題の動向

第1節 本県における環境問題の変遷

1. 産業公害の時代

本県においては、昭和30年代以降の急激な工業化と都市化の進展に伴い、大気汚染や水質汚濁などによる生活環境の悪化、開発による身近な自然の改変、良好な自然景観や貴重な動植物の消失などといった問題が生じた。

このため、昭和30年代後半から公害防止条例の制定、公害防止協定の締結、公害防止計画の策定や法律による規制などの公害防止策、また、県立自然公園条例や自然環境保全条例の制定などの自然保護施策を展開した結果、二酸化硫黄による大気汚染、工場排水による水質汚濁など産業公害の解決や自然環境保護に大きな成果を上げてきた。

2. 都市・生活型環境問題へ

特定の事業者や工場等に原因する公害は各種法律の施行に伴い克服される一方、自動車などの不特定の移動発生源を主要原因とする道路沿道の大気汚染、一般家庭などの汚水に原因する都市河川の汚濁や廃棄物問題、身近な生活空間からの自然の減少など、都市・生活型のライフスタイルに起因する環境問題が新たな課題となってきた。

このような問題に対処するため、開発事業等において環境保全への適正な配慮を確保するための環境影響評価制度の導入、合併処理浄化槽の設置補助などの支援措置の実施、環境学習や県民の環境保全活動の促進などの多方面からの環境保全施策を展開し、現在に至っている。

3. 新たな環境問題の顕在化

このような中で、科学的な知見の集積によりオゾン層の破壊や地球温暖化などに代表される地球規模での環境問題の因果関係が明らかになるとともに、環境ホルモンなどの影響と考えられる生物の異変などが顕在化してきた。

これらの問題は、現在の我々だけではなく次世代の人類を含めた生物すべての生存に関わる問題であり、社会経済システムを見直し環境への負荷が少ない持続的発展が可能な循環型社会の構築に向けた取組を進めていくことが求められている。

4. 環境新時代と環境基本計画の策定

県では、4年度から「環境新時代」を掲げ、全国に先駆けて①環境政策のあり方や、大規模開発事業の計画段階で環境保全のあり方について提言を受けるための「千葉県環境会議」の設置（4年6月）、②県民の環境保全に配慮した行動規範となる「千葉県環境憲章」の制定（5年2月）、③県民、事業者、行政が一体となって廃棄物の減量化・再資源化を推進するための「千葉県ごみ減量化推進県民会議」の設置（6年11月）などの施策を講じるとともに、7年3月には、環境の保全に係る基本理念を定め、環境施策を総合的・計画的に推進することを目的とした「千葉県環境基本条例」を、また、従来の千葉県公害防止条例を引き継ぎ、大気汚染、水質汚濁等の公害を防止するための規制措置や生活環境に係る県の施策を規定した「千葉県環境保全条例」を制定した。

また、8年2月には、21世紀初頭を展望した本県の環境施策の基本方向を示す「ちば新時代環境ビジョン」を策定するとともに、8年8月には、環境ビジョンの理念を踏まえた本県の環境施策のマスタープランである「千葉県環境基本計画」を策定し、「健全で恵み豊かな環境の保全と将来への継承」を基本目標に環境施策の総合的、長期的かつ計画的な推進に取り組んでいる。

具体的計画として、温室効果ガスの削減を目標とする「地球温暖化防止計画」（12年12月）、ふるさとの環境を再生する「ちば環境再生計画」（14年2月）、廃棄物の発生抑制及び再使用・再資源化等の廃棄物対策推進の指針となる「廃棄物処理計画」（14年3月）、循環社会の構築の実現に向けた「資源循環型社会づくり計画」（14年10月）等を策定し、環境保全施策の推進を図っている。

第2節 最近の環境問題

1. 地球温暖化問題

地球温暖化問題に対応するため、9年12月に164か国の政府代表団やNGO等の参加のもと、気候変動枠組み第3回締約国会議（COP3：京都）が開催され、主要先進国の二酸化炭素等の温室効果ガスの削減目標が京都議定書として採択された。

こうした国際間の動きに対して、国では、10年6月に地球温暖化対策推進大綱の制定、省エネルギー法の改正、同年10月には地球温暖化対策推進法の制定等、地球温暖化防止に向けた取組が本格化した。

また、13年11月には、気候変動枠組み条約第7回締約国会議（COP7：マラケシュ）において京都議定書に掲げた温室効果ガス削減の具体的な運用ルールが最終的に合意された。これを受け、国は14年6月に京都議定書を批准し、削減目標の達成に向け、温暖化対策税など具体的な検討が行われている。

2. 廃棄物とダイオキシン問題

廃棄物の不適正処理やダイオキシン問題が全国的にクローズアップされる中、廃棄物処理施設に対する忌避意識が高まり、廃棄物処理施設の設置に対する地域の反対運動などが活発になってきている。

そこで、国では、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令の改正やダイオキシン類対策特別措置法の制定などの対策が講じられている。

3. 有害化学物質問題

環境ホルモン問題などを契機に、環境中に排出される、あるいは食品や身の回りの製品中に含まれる化学物質による人体等への影響が社会問題化している。

こうしたことから、国では、「環境ホルモン戦略計画SPEED'98」を作成し、環境ホルモンと疑

われる化学物質の環境や野生生物への影響などについて把握するため、10年度から全国調査の実施や有害性の評価に取り組んでいる。

また、11年7月には「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が制定され、環境を汚染するおそれのある化学物質の排出量や移動量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な管理の改善を促進している。

4. ディーゼル車排出ガス問題

自動車による大気汚染のうち、とりわけディーゼル自動車から排出される粒子状物質は、人体への深刻な影響が懸念されており、自動車交通量の多い大都市圏を中心に大きな社会問題となっているため、国では、ディーゼル自動車の粒子状物質の排出規制などを内容とする「自動車NO_x・PM法」を13年6月に公布した。

また、首都圏の1都3県では、ディーゼル自動車から排出される粒子状物質を規制する条例を制定した。